

外来感染対策向上加算 発熱患者等対応加算について

患者様が安心できる医療を提供するため当院は厚生労働省が定める外来感染対策向上加算の絶対基準を満たし、2024年6月1日より当該診療報酬の算定を開始いたします。

外来感染対策向上加算は、組織的な感染防止対策につき厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医依機関(診療所に限る)において診療を行った場合、受診された方お1人につき月1回に限り所定点数(6点)を加算できるものです。

また、感染防止対策を講じた上で初診を行った場合に「発熱患者等対応加算」として、月1回に限り20点加算となっております。

当院は、感冒症状があるなど発熱その他感染症を疑う様な症状を呈する患者様は、感染対策を講じ、通常診療の患者様と診察室を分けて診療を行っております。院内感染対策に関する研修や指導など院内感染防止対策を講じた取り組みも行っています。当院では今後もマスクの着用、手指の消毒、院内の換気などの対策を実施し、感染対策に努めていきますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。

明細書発行に関するお知らせ

患者様への透明な情報提供を目指し、当院では領収書と共に診療内容が詳細に記載された明細書を無償で提供しています。明細書には、投与された薬の名前や実施された検査の詳細が明記されています。明細書が不要な場合は、受付で申し出てください。

医療情報の取得に関するお知らせ

オンラインの資格確認システムを導入し、高品質な医療サービスの提供に努めています。診療情報の正確な取得のため、マイナ保険証のご提示にご協力ください。公費負担受給者証の確認にはマイナンバーカードが使用できないため、原本の持参が必要です。

一般名処方の取り組みについて

当院では後発医薬品の利用を推進し、医薬品の供給安定化を目指しています。その一環として、成分名に基づく一般名処方を実施しており、これにより医薬品の提供がスムーズに行われます。一般名処方に関するご質問がある場合は、スタッフまでお気軽にご相談ください。

生活習慣病管理料について

令和6年度診療報酬改定における厚生労働省の定めにより、主に高血圧、糖尿病、脂質異常症に対する生活習慣病対策の一環として、これまでの特定疾患療養管理料から、新たに生活習慣病管理料へ医学管理が移行されることとなりました。

これに伴い、個別の設定目標や血圧、体重、食事、運動に関する具体的な指導内容を記載した療養計画書を作成することになりました。これを利用することで患者さんと達成目標を

共有し、より良い治療につなげることを目指します。

ご協力のほどよろしくお願いいたします。

■対象となる患者さん

高血圧、脂質異常症(高コレステロール血症を含む)、糖尿病で通院中の方

■療養計画書

初回の療養計画書を作成した際に、署名(サイン)を頂きます。

*病状により、28 日以上の長期の投薬またはリフィル処方箋の交付が可能となります。